

未来をつくる、あなたの一票

3月23日 投票日



市選挙管理委員会 (Tel.64-1554)

1. 投票・開票

■日時 3月23日(日)7時～20時

■告示日 3月6日(休)

■投票所入場券

はがき形式の入場券を、選挙人の住所地に郵送します。投票する際は、入場券を持参ください。

※入場券を忘れた場合や紛失した場合も投票できません。本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参して、投票所で係員に申し出てください。

※入場券が届いていない人で、県内から転入し前住所地の選挙人名簿に登録されている人はその市町村で投票できます。詳しくは問い合わせください。

■開票速報

開票状況は、22時から30分ごとに、開票所と市ホームページで発表します。

※電話での問い合わせには、お答えできません。

※ホームページにアクセスが集中すると、つながりにくくなる場合があります。

！ 選挙当日は、指定された投票所以外では投票できません。

※投票所は、郵送されるはがき形式の入場券に記載しています。

2. 期日前投票

■期間 3月7日(金)～22日(土)

■時間 8時30分～20時

■場所 **瀬高** 本庁1階会議室(当直室前)

山川 山川支所1階事務室

高田 高田支所事務室

※期日前投票は、どの投票所でも投票できます。

3. 各種投票制度

■代理投票・点字投票

病気などで文字が書けない人は代理投票、目が不自由な人は点字投票ができます。投票所で係員に申し出てください。

■不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院などに入院・入所している人で、投票日に投票所へ行けない人は、入院・入所中の病院などで不在者投票ができます。希望する人は、入院・入所先の施設の不在者投票担当者へ申し出てください。

出張などで期日前投票もできない場合は、投票用紙を請求して滞在地で投票する不在者投票を行うこともできます。

■郵便等投票

重度の身体障がいがあるなど、要件に当てはまる人は郵便投票制度を利用できます。手続きには一定の期間を要しますので、希望する人は早めに選挙管理委員会に問い合わせください。

▶ 期日前投票所(瀬高)の変更

「4階大会議室」 ➡ 「1階会議室(当直室前)」

※確定申告受付のため変更しています。

▶ 第6投票区の投票所変更

「太神保育園」 ➡ 「長島区交流館」

▶ 選挙公報を配布

候補者の政見などを掲載した「選挙公報」を各世帯に配布します。告示日以降に配布予定です。

その人らしい生き方と安心のために

あなたを守る 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の意思決定を守るため、財産管理や契約などを支援する制度です。成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。

■ 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分になった場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を契約により決めておく制度です。利用する場合は、公証役場での手続きが必要です。

■ 法定後見制度

判断能力が不十分になった後、本人や親族などの申し立てにより、家庭裁判所で成年後見人などが選ばれる制度です。判断能力の程度や本人の状況に応じて、「補助人」「保佐人」「後見人」が選任されます。



家族や親せき



専門的な勉強をした地域の人



福祉や法律の専門家

この他、福祉関係の法人が成年後見人になることもあります。

こんな困りごと、心配ごとを解決

物忘れがひどくなり、銀行預金の引き出しや支払いが難しくなってきた。



お金の出し入れや税金の支払いなどの金銭管理を行います。

一人暮らしの親が、悪質な訪問販売などで契約をしないか心配。



不当な契約を取り消すことができます。

将来、介護や支援が必要になった時に手続きが一人でできるか不安。



福祉サービスの利用や入院、介護施設への入所などの手続きを支援します。

※「補助人」「保佐人」「後見人」のタイプによって支援できる内容は変わります。

※直接介護や家事をしたり、手術などの医療行為への同意、本人の保証人になることはできません。

まずはご相談ください

相談先	電話番号
市地域包括支援センター	64-1516
福岡家庭裁判所柳川支部 (瀬高町、山川町在住の人)	72-3832
福岡家庭裁判所大牟田支部 (高田町在住の人)	53-3503

任意後見制度の相談は近くの公証役場へ

相談先	電話番号
大牟田公証役場	52-5944
久留米公証役場	0942-32-3307

手続きや費用などの詳細は裁判所ウェブサイトを確認ください



市地域包括支援センター
(Tel. 64-1516)